

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	(1)訪問型独自サービス費(Ⅰ) サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1.176単位	1.176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39単位	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)訪問型独自サービス費(Ⅱ) サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349単位	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)訪問型独自サービス費(Ⅲ) サービス事業対象者(注)・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727単位	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	サービス事業対象者(注)・要支援2 (週2回を超える程度)	123単位	123 1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	(4)高齢者虐待防止措置未実施減算 サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	12単位 減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1単位 減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	23単位 減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1単位 減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	サービス事業対象者(注)・要支援2 (週2回を超える程度)	37単位 減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		1単位 減算	-1 1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	(5)業務継続計画未策定減算 サービス事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	12単位 減算	-12 1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		1単位 減算	-1 1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12	サービス事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	23単位 減算	-23 1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		1単位 減算	-1 1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	サービス事業対象者(注)・要支援2 (週2回を超える程度)	37単位 減算	-37 1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		1単位 減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	(6)同一建物減算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	(7)初回加算	200単位 加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(8)生活機能向上連携加算 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200 1月につき
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算 (1月に1回を限度)	(9)口腔連携強化加算	50単位 加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	(10)介護職員等処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	

(注)特別な事情がある場合のみ。特別な事情があるサービス事業対象者とは、退院直後の短期集中的に複数回の事業を行うことで改善が認められるなど特殊な要件を満たした場合に利用できる。

※「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。